

令和元年第 1 回

各務原市議会定例会議案

令和元年 6 月 5 日

目 次

専第 1 号	専決処分の承認について（平成 3 0 年度各務原市一般会計補正予算（第 8 号））	別冊
専第 2 号	専決処分の承認について（各務原市税条例等の一部を改正する条例）	1 頁
専第 3 号	専決処分の承認について（各務原市介護保険条例の一部を改正する条例）	1 0 頁
議第 1 号	令和元年度各務原市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 2 号	令和元年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 3 号	各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について	1 3 頁
議第 4 号	各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 5 号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 6 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 5 頁
議第 7 号	各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 8 頁
議第 8 号	工事請負契約の締結について（雄飛ヶ丘第 2 住宅 D ・ E ・ F 棟耐震補強等工事（建築））	3 0 頁
議第 9 号	市道路線の認定について（市道鵜 1 4 0 6 号線）	3 2 頁

専第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月5日報告

各務原市長 浅野健司

専決第3号

各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

各務原市長 浅野健司

各務原市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第17号

各務原市税条例等の一部を改正する条例

(各務原市税条例の一部改正)

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第8条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「に規定により」を「の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第9条の2中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第9条の3第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附

則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第9条の4第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第15条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第68条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第15条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第68条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第15条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第68条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(各務原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 各務原市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、各務原市税条例第68条第2号の改正規定中

「

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 を

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

「

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 に改め、同条例附則第6条の3の2

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

第1項の改正規定中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同条例附則第14条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第14条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第15条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を削る。

第3条のうち各務原市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）

附則第5条の表の改正規定中 「 附則第15条 」 を 「 附則第15条第1項 」

に、「附則第15条の表」を「附則第15条第1項の表」に改める。

第3条 各務原市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、各務原市税条例第38条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、

同改正規定に次のように加える。

- 1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
 - 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
 - 1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - 1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
 - 1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。
- 附則第1条第6号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中各務原市税条例第23条の改正規定並びに同条例附則第6条の4、第8条及び第8条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の各務原市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条並びに附則第6条の4及び第8条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第1項及び附則第8条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第8条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は各務原市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第17号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の各務原市税条例附則第8条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第8条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1

条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の2の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

専第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月5日報告

各務原市長 浅野健司

専決第4号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

各務原市長 浅野健司

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

各務原市長 浅野健司

各務原市条例第18号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「2万6,460円」を「2万2,050円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号に規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の各年度の保険料額は、同号の規定にかかわらず、3万870円とする。

4 第1項第3号に規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の各年度の保険料額は、同号の規定にかかわらず、4万2,630円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の各務原市介護保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第3号

各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について

各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

各務原市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議第4号

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例

各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

議第5号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「提出しなければならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第66条の2中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この項において「特定非営利活動法人」という。）が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に専ら特定非営利活動（同法第11

条第1項第3号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された同法第2条第1項に規定する活動をいう。)に係る事業の用に供する三輪以上の軽自動車を無償で譲り受けたときは、当該三輪以上の軽自動車で市長の承認を受けたものに対しては、環境性能割を課さない。

第67条の2中「救急用の」を「次の各号に該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げるものに類するもの

第76条第1項第1号中「未満の者」を「未満のもの」に、「、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等」に改める。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第7条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）、附則第11条の2の2（見出しを含む。）、附則第11条の3（見出しを含む。）、附則第12条（見出しを含む。）、附則第12条の2の2（見出しを含む。）及び附則第12条の4（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条の2に次の3項を加える。

2 岐阜県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦

課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 岐阜県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の4の規定により読み替えられた第67条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第14条の2を附則第14条の2の2とし、附則第14条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第14条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第14条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第66条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第14条の6に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第67条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第15条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条の2の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第21条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 各務原市税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す

る。

- (1) 第1条中各務原市税条例附則第5条、第7条第1項、第10条の見出し、第10条の2、第11条、第11条の2の2から第12条まで、第12条の2の2、第12条の4、第14条第1項及び第2項、第16条の2第1項及び第2項並びに第21条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (3) 第1条のうち各務原市税条例第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに同条例第27条の2、第27条の3及び第28条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第2条中各務原市税条例第12条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

- 第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第26条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 2年新条例第27条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき各務原市税条例第26条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第27条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
 - 3 2年新条例第27条の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例（次項において「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第6号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する基準等を改めるため、この条例を定
めようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「ことができる」を「こととすることができる」に改め、同条に次
の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすること
ができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設
のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長
が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適
切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定
による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業
務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で
あって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保
育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項
において同じ」を削る。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定
する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特
例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にか
かわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施され
るものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者
を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第7号

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第8号

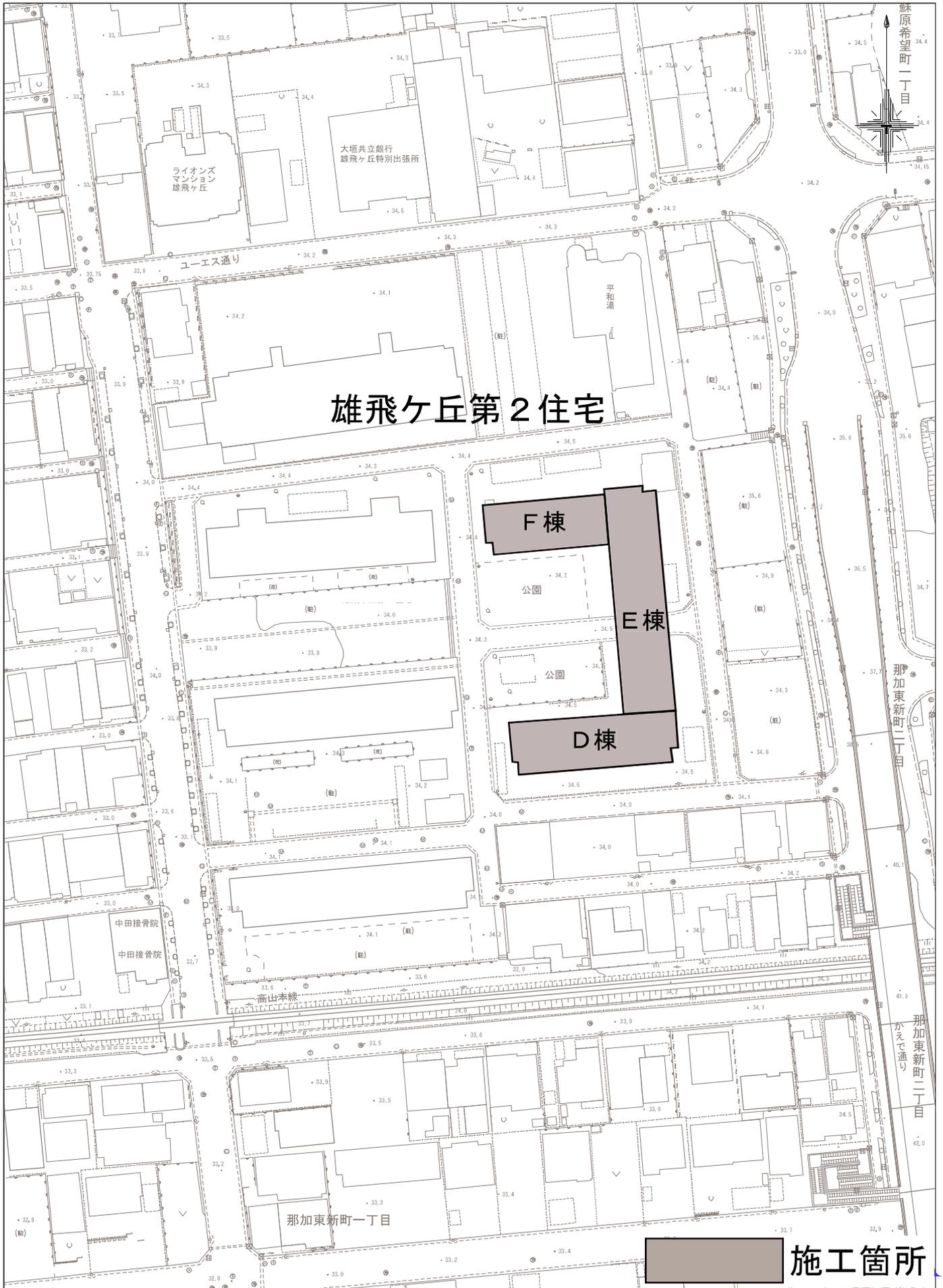
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 雄飛ヶ丘第2住宅D・E・F棟耐震補強等工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 651,530,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市神置町3丁目5番地
協和・オンダ特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市神置町3丁目5番地
協和建設株式会社
代表取締役 武川憲二
構成員 各務原市蘇原吉野町3丁目1番地
株式会社オンダ
代表取締役 恩田弘文 |



議第9号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和元年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 0 6 号線	各務原市鵜沼各務原町6丁目63番7	地先から
	各務原市鵜沼各務原町6丁目63番9	地先まで

